

SBエナジー株式会社「青森六ヶ所北・六ヶ所南・野辺地における  
風力発電事業（仮称）計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成30年1月29日  
経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局  
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「青森六ヶ所北・六ヶ所南・野辺地における風力発電事業（仮称）計画段階環境配慮書」について、SBエナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 青森県上北郡六ヶ所村、野辺地町、横浜町、東北町
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出 力 : 最大64,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成29年11月10日
環境大臣意見受理	平成29年12月22日
経済産業大臣意見	平成30年 1月29日

問合せ先：電力安全課 高須賀、岡田  
電話03-3501-1742（直通）

## SBエナジー株式会社「青森六ヶ所北・六ヶ所南・野辺地における 風力発電事業（仮称）計画段階環境配慮書」に対する意見

### 1. 総論

#### (1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

#### (2) 事業計画等の見直し

2. (1)、(2) 及び (3) により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

#### (3) 累積的な影響

事業実施想定区域及びその周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、騒音、風車の影及び鳥類等に対する累積的な影響が懸念される。このため、それらの風力発電所に関して実施された調査結果等の情報の活用、他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

#### (4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

### 2. 各論

#### (1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居及び環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への

影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、ガン・カモ類の渡来地として「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（平成28年4月環境省）に選定された小川原湖湖沼群が存在し、渡り鳥の渡り経路となっているほか、チュウヒ、オジロワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類の生息及び渡りへの重大な影響が懸念される。

このため、これら鳥類への重大な影響を回避するため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、影響を評価し、反映すること。特に、地域特性上重要と考えられる渡り鳥等の鳥類については、高度も含めた飛翔の経路を客観的に把握できるよう時期・時間帯、回数、区域等を含む適切な調査方法により調査を実施し、渡りの経路及び餌場への移動経路を明らかにした上で、影響を予測及び評価すること。その結果を踏まえ、重大な影響が懸念される場合は、主な渡りの経路及び餌場への移動経路を避けるとともに可能な限り距離を確保した上で、必要に応じ追加的な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

### (4) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生及び森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された保安林が存在している。特に事業実施想定区域北側には、まとまりをもったブナクラス域自然植生が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境のまとまりの分断を回避するとともに、改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。